

仙北市病院事業の職員を募集します

角館総合病院

●募集職種・採用予定人数・受験資格／

①薬剤師 1人

- ▶新卒者／平成24年3月卒業見込みの学生で、薬剤師免許取得見込みの者
- ▶経験者／平成24年4月1日現在満30歳未満の者で、現に薬剤師免許を有し、保険医療機関等で薬剤師業務の経験がある者

②作業療法士 1人

- ▶新卒者／平成24年3月卒業見込みの学生で、作業療法士免許取得見込みの者

③看護師 5人

- ▶新卒者／平成24年3月卒業見込みの学生で、看護師免許取得見込みの者
- ▶経験者／平成24年4月1日現在満40歳未満の者で、現に看護師免許を有し、保険医療機関等で看護師業務の経験がある者

●受付期間／平成24年1月13日（金）正午まで

●試験日時・場所／平成24年1月23日（月）

- ▶受付13:00～ ▶試験開始13:30～
- 角館総合病院

●申込方法／角館総合病院へお問い合わせください。

*次の欠格事項に該当する方は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

田沢湖病院

●募集職種・採用予定人数・受験資格／

看護師 4人

- ▶新卒者／平成24年3月卒業見込みの学生で、看護師免許取得見込みの者
- ▶経験者／平成24年4月1日現在満40歳未満の者で、現に看護師免許を有し、保険医療機関等で看護師業務の経験がある者

●受付期間／平成24年1月13日（金）正午まで

●試験日時・場所／平成24年1月20日（金）

- ▶10:00～ 田沢湖病院

●申込方法／田沢湖病院へお問い合わせください。

*次の欠格事項に該当する方は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

田沢湖病院臨時職員（看護師）

2人募集

- ▶現に看護師免許を有し、保険医療機関等で看護師業務の経験がある者

●受付期間／平成24年1月31日（火）まで

●試験日時・場所／申し込みがあった時点で試験日時を調整のうえ、後日連絡します。

●申込方法／ハローワーク角館から紹介状と履歴書を持参または郵送で田沢湖病院まで提出してください。

●問合せ／角館総合病院	☎ 54-2111
田沢湖病院	☎ 43-1131
仙北市医療局	☎ 43-1210

「仙北市安全・安心メール」にご登録ください！

●空メールで簡単登録！

toroku@anshin.city.semboku.akita.jp

へ空メールを送信してください。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。

●仙北市安全・安心住民情報からも登録できます。

<http://anshin.city.semboku.akita.jp>

●問合せ／総合情報センター

☎ 43-3339



田沢湖病院

インフルエンザ予防接種を実施しています

11月1日からインフルエンザ予防接種を実施しています。

詳細はお問い合わせください。

ホームページにも掲載しています。

<http://www.hana.or.jp/~thos/>

*1歳未満の乳児と妊婦の方は受付していません。

●問合せ／田沢湖病院 ☎ 43-1131



企業局からお知らせ

桧木内地区簡易水道給水区域管路台帳作成のため調査を実施します

下記日程で管路調査を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

●調査地区／桧木内地区簡易水道給水区域全域（小波内・吉田・小滝・相内・松葉・橋掛通り・高屋・畑中・山口・潟野・十二峠）

●調査期間／平成23年11月1日から平成24年3月19日まで 9:00～16:00

*調査のため調査員が訪問し敷地内に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。

水道水の放射能物質を調査しました

水道水の水源（角館5カ所・田沢湖9カ所・西木10カ所）の放射能物質（放射性ヨウ素-131・セシウム-134・セシウム-137）を調査しました。

全ての調査カ所で「不検出」でしたのでお知らせします。（測定日：平成23年10月20日）

水道料金の統一を審議しています

現在の水道料金は旧3町村が制定したもので各地区によって異なります。仙北市水道運営審議会では料金統一に向け審議しています。

神代地区水道整備計画を策定しています

未整備地域の内、第一段階として岡崎地区および谷地川、森腰地区の整備計画を策定しています。国から事業認可を受け次第、説明会を開催しますが、事業費に対しては分担金等はありません。ただし、配水管から自宅に引き込む工事費は、加入者のご負担となります。

●問合せ／企業局 ☎ 54-2388

選挙情報

福島県から仙北市へ避難している皆様へ

東日本大震災の影響により延期されていた選挙が、福島県では11月20日（日）に執行されます。

仙北市でもこの選挙の不在者投票を行うことができますので、手続きについては仙北市選挙管理委員会事務局へご相談ください。

●問合せ／選挙管理委員会 ☎ 43-1150



市役所からののお知らせ

semboku city information

11月30日夜間納税窓口開設のお知らせ

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますのでお気軽にご来庁ください。

●日時／11月30日（水）17:15～19:00

*開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

●場所／税務課（田沢湖庁舎）、角館・西木地域センター

●問合せ／税務課 ☎ 43-1117

*多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。

●平成23年11月30日納期限の税目は下記のとおりです。口座振替日も納期限と同日ですので、前日まで通帳の残高をご確認ください。

●平成23年11月30日納期限／国民健康保険税第5期・後期高齢者医療保険料（普通徴収）第5期・固定資産税第4期

国民健康保険の喪失の手続きはお済みですか？
出稼ぎなどで社会保険に加入したら
手続きが必要です

出稼ぎなどで新しく会社の社会保険に加入した場合、自動的に国民健康保険の資格が喪失されることはありません。手続きをしなかった場合、健康保険に2重に入っていることになり、支払う必要のない国保税がかかってしまうことになります。

すでに首都圏でお仕事されている方もいらっしゃると思いますが、ご家族であれば手続きをすることができます。「本人が手続きしていったかどうかかわからない」「手続きにはどのような書類を持っていってよいかかわからない」など不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

●問合せ／市民課 国保年金係 ☎ 43-3307

省エネナビ 無料貸出しのご案内（家庭向け）

家庭の分電盤に配線し、電気使用量の増減が見える「省エネナビ」を無料貸出します。

節電対策への取組効果の見える「省エネナビ」をぜひご活用ください。

●対象／仙北市内に住所を有する一般家庭

①ご利用を希望する場合は、環境防災課に直接お越しください。その際は、免許証など身分を証明するものを持参してください。

なお、あらかじめ電話をいただければ、確実な受け渡しが可能です。

②貸出期間は、原則 7 日以内とします。

③節電や省エネに対する取組について、実施した内容や効果、感想等を報告していただきます。

④省エネナビの貸出し費用は無料ですが、貸出し・返却に係る費用は借受けた方の負担とします。

⑤省エネナビの使用に当たっては、次の行為を行わなでください。

- (1) 借受けた省エネナビの第三者への貸し出し
- (2) 営利を目的とした行為
- (3) 不正な利用またはそれを助けるような行為
- (4) その他法令等に違反する行為

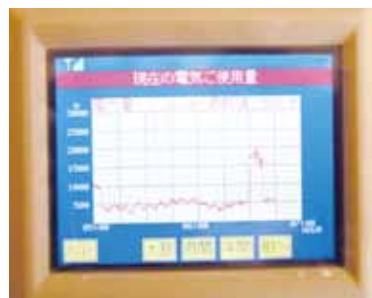
⑥省エネナビの設置は、説明書に従い正確に行ってください。

⑦省エネナビは、借受けた方の責任で管理および使用するものとし、省エネナビの使用による家電製品等の故障、損害等について、市は一切の責任を負わないものとします。

⑧故障もしくは重大な過失により借受けた省エネナビを亡失または損傷したときは、省エネナビを弁償いただく場合があります。

⑨貸出承認期間終了後は、速やかに返却願います。

●問合せ／環境防災課 ☎ 43-3308



やめよう不法投棄 不法投棄は犯罪です！

市では、不法投棄を監視するため、不法投棄監視員を委嘱し、パトロールを行うなど、取組を強化しています。その結果、警察の追及により投棄者が判明し、**罰則を受けた事例**があります。

「自然と人が輝く環境にやさしいまち・仙北市」を守り育てていくためにも、私たち一人ひとりが、真剣に環境について考えていかなければなりません。



自分の土地を適正に管理する

「久しぶりに自分の土地を見に行くと多量のごみが捨てられていた」「市からの通報で自分の土地にごみを捨てられていることを知った」などのケースが多く報告されています。自分の所有地に不法投棄が行われ投棄者が判明しない場合は、土地の所有者が自らの責任でごみを撤去しなければなりません。ですから、不法投棄をされないような状況を作ることが大切です。

【具体的な対策として例をあげると】

所有地への進入防止対策（ロープやネットを張る）、見回り、草刈り等の実施。「不法投棄禁止」等の警告看板を設置する。（市役所で看板を提供しています）

不法投棄の禁止と罰則規定（抜粋）

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。

（投棄禁止）第 16 条 何人も、みだりに投棄物を捨ててはならない。

（罰則）第 25 条 5 年以下の懲役若しくは、1,000 万円以下の罰則に処せられ、又はこれを併科する。

●問合せ／環境防災課 ☎ 43-3308

65 歳以上のひとり暮らしの方へ

救急医療情報キット（Q救ちゃん） を無料で配布します

救急医療情報キット（Q救ちゃん）とは

ひとり暮らしの高齢者の方の安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報」「持病」などの医療情報を記載した用紙や必要に応じて「診察券（写）」「健康保険証（写）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の救急時に備えるものです。

救急等の緊急事態が発生した際には、救急隊等が救急医療情報キットを活用することにより、迅速な救急活動体制を確保できるようにします。



- ①救急医療情報キット本体
- ②冷蔵庫用マグネットシール
- ③緊急連絡カード

●配布対象者／仙北市に在住している 65 歳以上のひとり暮らしの方

●配布期間／平成 23 年 11 月 14 日～平成 24 年 1 月 31 日

●申込方法／本人または代理の方が、次の窓口で「申請書」を記入しキットを受け取ることができます。

- (1) 長寿支援課（西木庁舎） ☎ 43-2281
- (2) 田沢湖地域センター ☎ 43-1115
- (3) 角館地域センター ☎ 43-3309
- (4) 田沢出張所 ☎ 43-1351
- (5) 神代出張所 ☎ 43-1352
- (6) 桧木内出張所 ☎ 48-2001
- (7) 上桧木内出張所 ☎ 49-2159

●問合せ／長寿支援課 ☎ 43-2281

ご存じですか？ 障がいがある方への手当制度

【特別障害者手当】

20 歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

●支給額／月額 26,340 円

●問合せ／社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 43-2288

【障害児福祉手当】

20 歳未満で精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とする在宅のお子さんを対象に支給されます。

●支給額／月額 14,330 円

●問合せ／社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 43-2288

【特別児童扶養手当】

20 歳未満で精神または身体に中度以上の障がいがあるお子さんを扶養している父、もしくは母、または養育者を対象として支給されます。

●支給額／1 級（重度障がい児）月額 50,550 円

2 級（中度障がい児）月額 33,670 円

●問合せ／子育て推進課 家庭援護係 ☎ 43-2280

【請求手続き】

支給要件に該当すると思われる方は、所定の診断書等が必要な場合がありますので、問い合わせ先に確認のうえ、請求の手続きをしてください。認定を受けることにより、請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

【手帳がなくても・・・】

これらの手当は身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障がいがある方は対象となります。ただし、障がいのある方が施設などに入所している場合や、障がいを事由として公的年金を受けることができる場合は対象になりません。また、特別児童扶養手当は、障がいを事由としてお子さんが公的年金を受けることができる場合は、対象になりません。

【所得制限】

請求者、同居の扶養義務者について所得制限があります。